

# nimocaセゾンカード特約

## 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ニモカ(以下「ニモカ」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、nimocaカード機能部分はニモカが提供するカードを、nimocaセゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

## 第2条(カードの発行)

お客様が、当社の定める本特約及びセゾンカード規約、並びにニモカの定めるnimoca取扱規則、クレジットnimoca特約及びnimocaポイントサービス規則(以下、総称して「nimoca規則等」という)を承認し、当社及びニモカ(以下「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

## 第3条(カードの貸与)

本カードの所有権は、クレジットカード機能部分については当社に、nimocaカード機能部分についてはニモカに帰属し、カードは両社から会員に貸与するものとします。

## 第4条(本カードの取扱い)

1. 会員が、本カードのクレジットカード機能部分及びnimocaカード機能部分の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用して商品等の購入又は提供を受ける場合には、当該加盟店での本カードの提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

2. 前項の申告を怠ったことにより会員に生じる不利益・損害等については、会員負担とし、又は前項の申告を怠った場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

## 第5条(nimocaポイントサービス)

本カードについては、ニモカが企画・運営・提供するnimocaポイントサービスがnimocaポイントサービス規則及びクレジットnimoca特約に基づき提供され、当社が提供するポイントプログラムは提供されません。

## 第6条(カードの紛失・盗難等の届出先)

本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、当社の定めるセゾンカード規約及びニモカの定めるnimoca規則等に基づき、両社にその旨届出、両社所定のお手続きをおとりいただきます。

## 第7条(お届け事項の変更)

セゾンカード規約第18条第1項に基づき、会員が当社へ本カードのクレジットカード機能部分に関するお届け事項の変更手続きをおとりいただいた場合、nimocaカード機能部分に関するニモカへのお届けもあつたものとみなします。

## 第8条(会員資格喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員がニモカの定めるnimoca規則等に基づきnimocaカード機能部分についての会員資格を喪失したとき。

(7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、nimocaカード機能部分についての会員資格も喪失するものとします。

## 第9条(免責)

1. 会員のnimocaカード機能部分における利用やサービス提供等に関する責任はニモカが有し、当社は一切責任を負いません。

2. 会員のクレジットカード機能部分における利用やサービスの提供等に関する責任は当社が有し、ニモカは一切責任を負いません。

## 第10条(規約の適用)

1. 本カードのクレジットカード機能部分については、当社の定めるセゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

2. 本カードのnimocaカード機能部分については、本特約及び本特約に定めのない事項についてはニモカの定めるnimoca規則等が適用されます。

## 第11条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。